

那須烏山市省エネ家電購入支援補助金交付規程

令和 8 年 6 月 9 日
那須烏山市規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、省エネルギー性能の高い家庭用電気機械器具（以下「家電」という。）の購入費の一部を補助することにより、エネルギー価格高騰の影響を受ける市民を支援するとともに市における温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的とした省エネ家電購入支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金等交付規則との関係)

第 2 条 補助金は、この規程の定めるところにより交付するものとし、この規程に定めのない手続その他の取扱いについては、那須烏山市補助金等交付規則（平成17年10月那須烏山市規則第46号）の定める手続その他の取扱いを適用することができる。

(定義)

第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) エアコン エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号。以下「令」という。）第18条第 2 号に規定するエアコンディショナーのうち、直吹きで壁掛け形のものをいう。
- (2) 電気冷蔵庫 令第18条第10号に規定する電気冷蔵庫をいう。
- (3) 照明器具 令第18条第 3 号に規定する照明器具をいう。
- (4) テレビ 令第18条第 4 号に規定するテレビジョン受信機をいう。

(補助対象家電)

第 4 条 補助金の交付の対象となる家電（以下「補助対象家電」という。）は、次の各号のいずれにも該当するエアコン、電気冷蔵庫、照明器具及びテレビとする。

- (1) 販売店から直接購入する新品のものであること。
- (2) 経済産業省資源エネルギー庁が公表する省エネ型製品情報サイトにおいて公表されているものであること。
- (3) 経済産業省資源エネルギー庁が発行している省エネ性能カタログにおいて、省エネ基準達成率が100パーセント以上であること。
- (4) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）自らが居住する市内の住宅（併用住宅にあっては、住宅部分に限る。次条において同じ。）に設置するものであること。
- (5) この規程の施行の日から市長が別に定める期日までに購入し、かつ、設置が完了したものであること。

(補助対象者)

第 5 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれ

にも該当する者とする。

- (1) 補助金の交付の申請をする日において市内に住所を有する者であること。
- (2) 自らが居住する市内の住宅に補助対象家電を設置した者であること。
- (3) 申請者及びその世帯に属する者に市税及び使用料その他の市の税外収入金のうち市長が別に定めるものの滞納がない者であること。
- (4) 那須烏山市暴力団排除条例（平成23年3月那須烏山市条例第1号）第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条例第6条に規定する密接関係者に該当しない者であること。
- (5) 過去に申請者又は同一世帯の者が補助金の交付を受けていない者であること。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、一度の支払いにおいて購入した補助対象家電の購入に係る合計費用とする。ただし、次に掲げる額を除くものとする。

- (1) 設置及び配送に係る経費
- (2) 既設の家電の処分に係る経費
- (3) 消費税及び地方消費税に相当する額
- (4) ポイント又はクーポン券（市長が別に定めるものを除く。）で支払った額

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費に4分の1を乗じて得た額（その額が20万円を超えるときは、20万円）とし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付する。

3 補助金の交付は、当該年度において1世帯につき1回を限度とする。

（補助金の交付申請兼請求）

第8条 申請者は、市長が別に定める期日までに、省エネ家電購入支援補助金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に補助金の交付申請兼請求をしなければならない。

- (1) 補助対象家電の購入に係る領収書の写し及び補助対象家電の価格が分かる内訳書の写し
- (2) 補助対象家電の製造者又は販売店が発行した保証書の写し
- (3) 申請者自らが居住する市内の住宅に設置したことが分かる写真
- (4) 補助対象家電であることが確認できるカタログ又は仕様書等の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請兼請求があったときは、補助金の交付の可否を審査し、補助金を交付することに決定したときは省エネ家電購入支援補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、補助金を交付しないと決定したときは省エネ家電購入支援補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金を交付することに決定したときは、当該補助金を速やかに交付するものとする。

（財産処分の制限）

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が補助金の交付により取得した補助対象家電は、次の各号に掲げる補助対象家電の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- (1) エアコン及び電気冷蔵庫 6年
- (2) 照明器具 15年
- (3) テレビ 5年

（補助金の交付決定の取消し）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に係る補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) その他補助金の交付を取り消すべき事由があると市長が認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、省エネ家電購入支援補助金交付決定取消通知書（別記様式第4号）により当該取消しをした者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、省エネ家電購入支援補助金返還命令書（別記様式第5号）により交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 2 前項の規定により補助金の返還の命令を受けた者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

（市への協力）

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、市が取り組んでいる地球温暖化対策に関する取組等について調査等の協力を求めることができる。

（その他）

第14条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年9月1日から施行する。

別記様式第1号（第8条関係）

（表）

省エネ家電購入支援補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

那須烏山市長 宛て

申請者 住 所

氏 名



連絡先

省エネ家電購入支援補助金の交付を受けたいので、那須烏山市省エネ家電購入支援補助金交付規程第8条の規定により、裏面に掲げる関係書類を添えて申請兼請求をします。

なお、同規程第5条の各号のいずれにも該当することを申し立てるとともに、補助要件審査のため、私及び世帯員の市税及び使用料その他の税外収入金の納付状況について調査することに同意します。

補助対象家電 (該当する項目に印)	☐ エアコン ☐ 電気冷蔵庫 ☐ 照明器具 ☐ テレビ
メーカー名・機種名(型番)・省エネ基準達成率(100%以上)・購入費・購入日・設置日	メーカー名 機種名(型番) 省エネ基準達成率 購入費 購入日 設置日
購入額(税抜)合計※	円
交付申請額 (購入額合計の4分の1) (上限額20万円)	円

※補助対象家電本体の購入額であり、設置及び配送に係る経費、既設の家電の処分に係る経費、ポイント等で割引された額、消費税及び地方消費税を除く。

補助金の振込先口座

金 融 機 関 名		支 店 等 名	
預 金 の 種 類	当 座・普 通	口 座 番 号	
フリガナ			
口 座 名 義 人			

(裏)

補助対象家電	添付する書類
エ ア コ ン	☐ 購入に係る領収書の写し及び価格が分かる内訳書の写し ☐ 製造者又は販売店が発行した保証書の写し ☐ 自らが居住する市内の住宅に設置したことが分かる写真 ☐ カタログ又は仕様書等の写し ☐ その他市長が必要と認める書類
電 気 冷 蔵 庫	☐ 購入に係る領収書の写し及び価格が分かる内訳書の写し ☐ 製造者又は販売店が発行した保証書の写し ☐ 自らが居住する市内の住宅に設置したことが分かる写真 ☐ カタログ又は仕様書等の写し ☐ その他市長が必要と認める書類
照 明 器 具	☐ 購入に係る領収書の写し及び価格が分かる内訳書の写し ☐ 製造者又は販売店が発行した保証書の写し ☐ 自らが居住する市内の住宅に設置したことが分かる写真 ☐ カタログ又は仕様書等の写し ☐ その他市長が必要と認める書類
テ レ ビ	☐ 購入に係る領収書の写し及び価格が分かる内訳書の写し ☐ 製造者又は販売店が発行した保証書の写し ☐ 自らが居住する市内の住宅に設置したことが分かる写真 ☐ カタログ又は仕様書等の写し ☐ その他市長が必要と認める書類

備考 複数の補助対象家電に係る申請であって、添付する書類が重複する場合は、1通のみ提出すること。

別記様式第2号（第9条関係）

省エネ家電購入支援補助金交付決定通知書

那 烏 指 令 第 号
年 月 日

様

那須烏山市長



年 月 日付けで申請兼請求のあった省エネ家電購入支援補助金については、次のとおり決定したので、那須烏山市省エネ家電購入支援補助金交付規程第9条第1項の規定により、次のとおり通知します。

補助金交付決定額	円
特 記 事 項	次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消し、返還を命ずることがあります。 (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。 (2) 補助金の交付を受けた者が第10条の規定（補助金により取得した補助対象家電は、エアコン及び電気冷蔵庫は6年間、照明器具にあっては15年間、テレビにあっては5年間の期間においては、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。）に違反したとき。 (3) その他補助金の交付を取り消すべき事由があると市長が認めたとき。 市が取り組んでいる地球温暖化対策に関する取組等について調査等の協力を求めることがあります。

別記様式第3号（第9条関係）

省エネ家電購入支援補助金不交付決定通知書

那烏指令 第 号

年 月 日

様

那須烏山市長



年 月 日付けで申請兼請求のあった省エネ家電購入支援補助金については、次のとおり不交付に決定しましたので、那須烏山市省エネ家電購入支援補助金交付規程第9条第1項の規定により通知します。

不 交 付 の 理 由	
-------------	--

（教示）

1 審査請求について

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

上記1の審査請求のほか、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

別記様式第4号（第11条関係）

省エネ家電購入支援補助金交付決定取消通知書

那 鳥 達 第 号
年 月 日

様

那須烏山市長



年 月 日付け那鳥指令 第 号で交付決定した省エネ家電購入支援補助金についてその決定を取り消したので、那須烏山市省エネ家電購入支援補助金交付規程第11条第2項の規定により通知します。

取 消 し の 理 由	
-------------	--

（教示）

1 審査請求について

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

上記1の審査請求のほか、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

別記様式第5号（第12条関係）

省エネ家電購入支援補助金返還命令書

那 須 烏 達 第 号
年 月 日

様

那須烏山市長



那須烏山市省エネ家電購入支援補助金交付規程第12条第1項の規定により、省エネ家電購入支援補助金の返還を命じます。

返 還 す べ き 補 助 金 の 額	円
返 還 期 限	
返 還 方 法	
返 還 の 理 由	

（教示）

1 審査請求について

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

上記1の審査請求のほか、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。